

大阪府中小企業等振興基本条例（案）

（目 的）

第1条 この条例は、中小企業者、小規模企業者及び家族経営者（以下「中小企業等」という。）の本市経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業等の振興についての基本理念及び施策の基本的な事項を定めるとともに、本市、中小企業等、大企業者等及び市民等の役割等を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市の経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（中小企業等の範囲及び用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定するおおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については五人）以下の事業者のうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 家族経営者 前号に規定する小規模企業者のうち、主に家族のみで経営する事業者をいう。
- (4) 大企業者等 事業を営むもの又は企業団体、経済団体等であつて、中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。
- (5) 地域づくり 地域の歴史、文化、技術、人材、自然環境その他の資源を活用することにより、その地域の関係者が、単独で又は連携して、地域の課題を解決し、地域を活力に満ちた魅力あるものにしていく諸活動をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業等の振興は、地域の経済や社会を維持し発展させ、人と自然及び産業の調和したまちづくりを実現するため、中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業等の特色や特性に適した総合的な施策を、国その他の機関（以下「国等」という。）の協力を得ながら、本市、中小企業等、大企業者等及び市民等が一体となって推進しなければならない。

- 2 中小企業等の振興は、中小企業等の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

（基本方針）

第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

中小企業等の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 中小企業等の振興に関する基本的な事項
- (2) 中小企業等の経営基盤を強化し、地域産業の発展に寄与する施策
- (3) 産業を担う人材の育成並びに雇用の促進及び継続を支援する施策
- (4) 中小企業等の受注機会の拡大を図る施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中小企業等の振興のために必要な事項

3 本市は、基本方針を策定し又は変更するに当たっては、中小企業等その他の関係者の意見を聴くとともに、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。

4 本市は、前項の規定により提出された意見を踏まえて基本方針を策定し又は変更しなければならない。

5 本市は、基本方針を策定し又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（本市の責務）

第5条 本市は、前条に規定する基本方針にのっとり、次の各号に掲げる中小企業等の振興に関する施策（以下「中小企業等振興施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- (1) 中小企業等振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じること
- (2) 中小企業等振興施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うこと
- (3) 中小企業等振興施策を推進するうえで、小規模企業者、家族経営者及びその従事者に対して必要な配慮を行うこと
- (4) 毎年1回、主な中小企業等振興施策の実施状況を取りまとめ、これを公表すること
- (5) 中小企業等の経営の向上及び改善に対し相乗的に効果を発揮する地域づくりを促進するため、地域の資源を活用した新たな事業の創出、商店街の活性化を図るための事業の支援その他の必要な施策を講ずること
- (6) 中小企業等振興施策を推進するため、国等及び大学等の研究機関等との連携強化を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること

（中小企業等の努力と協力）

第6条 中小企業等は、事業の発展、経営の革新、地域の雇用促進及び人材の育成並びに従業員の福利厚生の上昇に努めるとともに、本市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するものとする。

（大企業者等の役割と協力）

第7条 市内の大企業者等は、中小企業等との共存共栄を図るため、基本理念にのっ

とって地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、本市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。

(市民等の理解と協力)

第8条 市民等は、中小企業等の振興が地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、中小企業等の振興に協力するものとする。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

多様な中小企業等の成長・発展を促進するためには、中小企業者・小規模企業者・家族経営者が活発に活動できる環境づくりやその基盤となる地域の活性化が重要である。元気な中小企業等は、豊かで住みやすい大阪市づくりの原動力となるものであり、市政の重要施策として中小企業等の振興を位置づける必要があるので、この案を提出する。